

# セーフティネット融資 中小企業下支え資金要綱

## 1 目的

この融資制度は、融資条件の変更を行っている等、厳しい経営環境にある中小企業者の経営改善、企業経営の下支えを図ることを目的とする。

## 2 融資対象資金

経営改善に必要な運転資金及び設備資金

## 3 融資対象

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者及び中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のすべての要件を満たすもの。

- (1) 資金繰りの安定に支障をきたしているが、経営改善の可能性が高く、経営者が自社の経営改善に強い意志を持ったもの。
- (2) 5の取扱金融機関及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）の支援を得て、6（2）の企業サポート委員会における協議の結果に基づき経営改善計画を作成又は決定したもの。

## 4 融資条件

### (1) 融資限度額

- ア 有担保の場合 2億円以内
- イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

また、経営安定関連特別保証又は事業再生計画実施関連保証により別枠を利用する場合の融資限度額及びその取扱いについても同様とし、本融資の現残を含み各保証の利用可能額の範囲内とする。

### (2) 融資利率 金融機関の所定金利

### (3) 融資期間 10年以内

ただし、特に必要と認められた場合は、15年以内とすることができるものとする。

### (4) 返済方法 3（2）の経営改善計画に基づくものとする。

なお、必要により2年以内の据置期間を認める。ただし、事業再生計画実施関連保証を利用する場合の据置期間は1年以内とする。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。

担保は必要に応じて徴求することとする。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫  
商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 協議

別に定める企業サポート委員会（以下「委員会」という。）において、経営改善計画の作成・決定及び融資の推薦の可否などに係る協議を行うものとする。

(3) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）

イ 試算表等

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じて中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定による特定中小企業者であることの認定書（経営安定関連特別保証を利用する場合に限る。）

カ 必要に応じて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

キ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の委員会への協議依頼

取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関は、具体的な相談があり、経営改善にこの融資が必要と判断される場合は、委員会に協議依頼を行う。

(2) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、委員会の協議を経て受け付けた提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(3) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(4) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 報告及び経営支援

(1) 中小企業者は、取扱金融機関に対し、四半期に1回、経営改善計画の実行状況を報告する。

(2) 取扱金融機関は、委員会の構成委員と連携して、中小企業者に対して、経営改善計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。

(3) 取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の経営改善計画の実行状況と経営支援の状況を報告しなければならない。

(4) 取扱金融機関は、中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対して、経営改善計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

## 9 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、原則として、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の中小企業下支え融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。